

A reconsideration of “the restitution narrative” of school non-attendance : questions with psychological support

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-05-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 廣瀬, 雄一 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/7258

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



不登校の「回復の物語」を再考する

——心理支援とともに問うべきこと——

A reconsideration of “the restitution narrative” of school non-attendance ——questions with psychological support——

廣瀬 雄一 *

Yuichi HIROSE

<キーワード>

不登校, 回復の物語, 不平等, 社会的排除, 教育機会確保法, 臨床心理学

<要 約>

不登校経験を乗り越えて元気に立ち直っていく, というような不登校の「回復の物語」は成功例や美談として好まれやすい。しかしそれ以前に, 当事者たちが「ふつう」ではない者とみなされ, 学習や対人関係の環境, 将来の進路などにおいて不平等の憂き目に遭い, 苦しい立場に置かれてきたという事実は重い。歴史を紐解くと, 文部省・文科省は不登校問題についての認識や対応について表面的な文言の修正を繰り返しながらも, 結局は特定の児童生徒や家庭の固有の問題とみなすような態度を堅持している。そしてそもそもなぜ不登校が増えているのか, について学校教育の内容やシステム自体を問い直す形で追究することを避け続けている。さらに2016年の「教育機会確保法」によって, ついに「不登校児童生徒」という人間が「法的」に生み出される事態となった。学校を欠席する子どもたちに対する不当な差別と排除の論理が温存され続けている。一方, 心理臨床の専門家もこれまで, 既存の学校の体制や枠組みに適応することを念頭に, 不登校の児童生徒に対しカウンセリング等を行うことで本人の強い自我を育て, 乗り越えさせようとする支援観を抱きがちであったことに, 注意を払う必要がある。目の前の個々の子どもたちに手を差し伸べるミクロな視点での支援を継続する一方で, 膨大な数の不登校の子どもを生み出す学校の現状を変えるマクロな視点での取り組みも, 欠かせないように思われる。

* 大妻女子大学 人間関係学部 人間関係学科 社会・臨床心理学専攻 助教 (実習担当)

はじめに

筆者は臨床心理士・公認心理師として医療機関や心理相談室などで様々な人々に出会い、心理臨床を継続してきた。そこに身を置くなかで、不登校の子どもたちやその保護者、あるいは過去に経験した成人なども含め、不登校に関係する悩みや困難を抱えた人からの相談は絶えることがない。わが国全体においても、広範な領域の現場において膨大な件数の不登校の支援が試みられ、実践が積み重ねられ、たくさん子どもたちがそれに救われてきたであろう。またそのようにして学校復帰が果たされたり、あるいはそれとは異なるけれども本人にとって望ましい方向へと踏み出していたような事例は、本人や保護者、心理士や教師などの支援者の試行錯誤や努力の結晶として、かけがえのない価値を有することに疑問の余地はない。

そしてそういった実践はまた、研究の題材となり学会発表や論文としてまとめられ、報告されることもいまだ少なくない。とくに筆者が専門とする臨床心理学の領域においては、不登校に関する支援の方法や臨床実践に関する研究はいわばひとつの「定番」であり、やはり現在まで絶え間なく報告され続けてきた。

伊藤¹⁾は医療社会学者 A. Frank²⁾の病いと物語についての論における、「昨日私は健康であった。今日私は病気である。しかし明日には再び健康になるであろう」といった筋立てをもつ「回復の物語 restitution narrative」に注目した。そして「回復の物語」が近代社会において好まれるタイプの物語であることを指摘しつつ、「回復」にばかり価値を与えがちな社会のあり方を批判した。それに倣えば、不登校経験という挫折を乗り越えて元気に立ち直っていく、というような筋立ては、不登校の「回復の物語」と呼ぶことができよう。そして上述したような学会や論文による実践報告は、不登校の「回復の物語」として描き出されているものも多い。そのような物語の多くはいわば「成功例」とされ、聞き手や読み手にもやはり好まれやすいように思われる。

一方で、不登校の支援に携わっている人のなかには、こう感じたことがある人も少なくないのではないだろうか。支援が求められるその子どもを前にして、そもそもこの不登校を「不適応」と問題視し、この子本人や親らの頑張りによって乗り越えさせようとするのが妥当なのか、と。すなわち、「変わらなければならないのは彼らのほうなのか」と。

少なくとも統計上は不登校の子ども数が減る気配が一向にみられないなかで、そのひとりひとりが「回復の物語」へ向かえるような支援を模索する努力が、現場レベルでは当たり前のように繰り返されている。そしてこれからもずっと、本人や支援者はこのようにして「回復の物語」を紡ぎあげるための模索を延々と続けねばならないのだろうか。筆者はそこに違和感も抱く。

本稿はこのような違和感を出発点に、先行研究の指摘も参照しながら、不登校の「回復の物語」について改めて検討し、不登校にまつわる問題の今後について考察するものである。

1. 筆者の論文「不登校経験者の物語」での気づき

不登校体験の語られ方についてはこれまでも、とくに教育社会学の領域において活発に議論が交わされてきた。なかでも2004年に刊行された貴戸の著作『不登校は終わらない』³⁾は、その議論に大きなインパクトを与えた。それは、不登校研究におけるそれまでの研究者らの専門家然としたあり方と「当事者の不在」を糾弾しつつ、当事者たちが「よりよい物語」タイプの自己語りを暗黙裡に要請され、それに抑圧されてもいたことを鋭く指摘するものだった。貴戸は、不登校となっても他の居場所を見つけたことで自信を取り戻し、いきいきと活動的になるような物語を「明るい不登校」と呼び、それを肯定することが、結局当事者の多様性を隠蔽し、豊かであったはずの経験を定型へと回収してしまうあり様を批判した。

そして筆者はそれにも触発されながら、不登校経験者4名へのインタビューによる調査研究を2011年に報告した⁴⁾。この研究で調査協力者たち

の語りに耳を傾けることを通じ、不登校という事象に対する筆者の見方は大きく揺さぶられ、変化することとなった。そこには、簡単に「不登校」とひとくくりにはされたくない、という訴えの語りがあり、他方では、学校に行かないことで自分が「ふつう」ではなくなってしまう、「お父さんお母さんに申し訳ない気持ち」になったという当時の悲しみも語られた。そして、あるひとりの調査協力者の、「不登校を経験したってみんなとなにも変わらない人間ですから」という筆者にとって予想外の語りがあった。それらに共通するのは、学校へ出席しているか、いないかという違いのみによって、自身が理不尽にも「ふつう」ではない異質なる者として分断されることに対する、憤りを含んだ抵抗であった。

それらを手掛かりに筆者が見出したのは、成功談として不登校からの「回復の物語」を語っても結局「ふつう」にはなれず、むしろ語れば語るほど、その「ふつうではない」という自身の位置づけをより強固なものにしかねないという矛盾を孕んだ構図であった。それは素朴に、「逸脱」者ではなく「ふつう」でありたいという人々の希望を断ちかねないものといえた。

さらに彼らは、学校を休むことで友だちとの交流が不本意に少なくなり、また進学にあたっては狭められた少ない選択肢しか与えられず、その結果私立の高校や大学、専門学校などの、重い経済的負担を要する進路しか選べない状況にも置かれていた（こういった進路の不平等については以前にも詳述した⁵⁾）。少なくとも、私が出会った調査協力者たちが語った、それぞれのその後の人生の歩みはたしかに力強く、それは希望を抱かせる、まさに「回復の物語」のプロットを有していた。しかし一方で、彼らは「ふつう」ではないという不本意なレッテルを学校や大人たちから貼られ、差別・分断されたのみならず、学習や対人関係の環境、進路などにおいて不平等の憂き目に遭い、苦しい立場に置かれていたという重い事実がそこにはあった。

2. 不登校の原因を当事者に背負わせるロジック

ここでいったん、不登校（古くは「学校嫌い」、「登校拒否」等の呼称）の子どもたちを取り巻く歴史とその変遷を紐解いてみたい。するとそこには、「学校へ行っているか、いないか」に対して引かれ続けた揺るがしがたい一線と、教育行政が当事者に責任を押し付け続けてきた歴史があることがわかる。

まず1941年のJohnsonの学校恐怖症に端を発して長く続いた、「病理」「逸脱」としての不登校の時代があった。そこにおいて不登校は明らかな病氣とされていたが、1983年に刊行された『生徒指導資料第18集』に文部省の公式見解として、「生徒本人に登校拒否の下地とも言える登校拒否を起しやす性格傾向ができており」とあるように、1980年代を中心に子ども本人に原因がある、あるいは保護者の「過保護」「過干渉」といった養育態度が原因である、という論調が公的な色合をまといながら優勢になっていった⁶⁾。そしてその趨勢は、1988年9月16日に稲村博の「登校拒否症は早期治療しないと無気力症に」との有名な朝日新聞夕刊の記事が出たあたりから潮目が変わったとされる。その記事は親の会や、全国各地に広がりをもせていたフリースクール関係者らの反発を買い、「登校拒否は病氣ではない」という対抗言説が全国的に盛り上がるきっかけともなったからだ。それは子ども個人や家族にその責任を押し付けるようとする風潮への激しい抵抗であった³⁾。

そのあおりも受けてか文部省は1992年3月に、『登校拒否（不登校）問題について—児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して—』なる報告を公表し、不登校は「どの子どもにも起こり得る」と、その見解を転換する。しかしそれは、必ずしも子どもに寄り添うものとして歓迎できるものとはいえなかった。まず「どの子どもにも起こり得る」としても、「学校に行かない」こと自体はやはり異常事態とされ、それを重大視すること自体は継続されており、なおかついまだ本人の心理・情緒的な要因を背景として明示する姿勢が堅持されて

いたからだ。さらに、登校忌避感情を広く社会に遍在する、いわば自然なものともみなすことは、学校という環境や教育システムの問題を問えなくする、すなわち学校教育側を免責するロジックをも有していた⁷⁾。またそれは同時期の1991年から、学校基本調査における「長期欠席生徒」の基準が変更され、これまで「年に50日以上欠席」としていたものが、「年に30日以上」となったこととも関連する。この変更は当然、集計上の長期欠席者の増加を生むことから、不登校の状態にある子どもたちの背景や状態像はより多様で掴みにくいものとなる。これは一見不登校の問題についてより踏み込んだ姿勢を示しているようでいて、むしろその背景を明らかにしようという態度から距離を置こうとする姿勢とも取れ、それは学校の持つ管理主義や権威主義を批判する議論の矛先を逸らす効果と、反対運動の勢力の一枚岩性を薄めて学校批判を弱める効果をもたらすと考えられた⁸⁾。そこから学校や教育システム自体の見直しの必要性に反省的に向き合う態度は感じられず、それはその後の「無理に登校しなくてもよい」という姿勢で適応指導教室の整備を進めようとする施策とも相まって、むしろ従前の学校のあり方を変えていくことを放棄し、そこにある排除の構造を正当化しようとする居直りにも見えた。

またそれに続いて、統計上では不登校の子どもの数が14万人に迫ろうとしていた2001年に、当時の町村信孝文科相が記者団に言い放った「小中学生の不登校は自由のはき違い」（毎日新聞2001年2月3日朝刊など）という発言は、当事者や支援者の強い怒りを招くとともに、彼らをおおいに失望させるものだった⁸⁾。さらに2003年3月の「不登校問題に関する調査研究協力者会議」の報告『今後の不登校への対応の在り方』では、近年の子どもたちは「耐性がなく未成熟である」といった記載や、保護者について「一部では、無責任な放任や過保護・過干渉、育児への不安、しつけへの自信喪失など、家庭の教育力の低下が指摘されている」との記載がなされ、子どもや保護者の責任を問う方向へ、見解の揺り返しまで生じている。

上記のような歴史の流れからは、不登校という

現象の定義や取扱いをめぐる、本人のみならず学校や家族をも巻き込む政治的な図式が浮かび上がってくる。不登校を病気とみなし、本人や保護者の正常でないあり様を根拠にすることは、不登校児童生徒数の連続的な増加と時代の流れの中で徐々に難しくなった。そこで1998年、「学校基本調査」で行われたのが、不登校の定義を現在も用いられている「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景によって児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）」に変えることだった。そこには主体的に学校を拒否するタイプの子どもも含め、不登校は「特定の児童生徒の特有の問題」という理解様式を堅持しようとする、文部省の個人内面還元主義が反映されている⁹⁾。

3. 「教育機会確保法」の危うさ

そして2016年12月、不登校の問題に関連して新たな動きがあった。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（いわゆる教育機会確保法）が成立したのである。それは不登校の子どもの学びの保障をうたうもので、フリースクール関係者の働きかけを発端に、制定までの粘り強い努力によって勝ち取ったものであるという意味では画期的であった。またオルタナティブ教育の拡充など子どもたちの教育に寄与する様々な可能性も有しているだろう。しかし法案成立までの過程で当初の趣旨がねじまげられていった¹⁰⁾ 経緯もあり、この法がすでに看過できない問題点を孕んでいることは指摘せねばならない。

とくに見逃せないのは、この法の第2条3号によって初めて学校を長期にわたり欠席する児童生徒が「不登校児童生徒」として「法的に」明示されたことである。今まで不登校は学校教育にまつわるひとつの「現象」にすぎなかったものが、ここでついに「不登校児童生徒」という人間が法律によって生み出されてしまったのである¹¹⁾。既往のように、廣瀬のインタビュー⁴⁾ では、自分が「ふつう」でなくなり「お父さんお母さんに申し訳な

い」と悲しんだ語りがあった。その意味では、ついに不登校となった子どもたちは望まずして、法的に「ふつう」であることを許されない存在になったのである。しかも「学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学困難な」という文言からは、ただ欠席しているのではなく、集団生活になじめないことで心理的負担を抱えている者を問題にしているニュアンスが読み取れ、さらにそれに関する判断については「文部科学大臣が定める」とされている。これについて池田¹¹⁾は、「ここでは、なぜ学校に来られなくなってしまったのだろうか、という疑問は封印されている。学校はそのままの形で存在してよいのであって、そこになじめない子どもに問題があるのだという発想をとっている (p.42)」と指摘する。そして「学校が子どもを追いつめているのではないか、という視点をまったくもたない「不登校対策」では、子どもたちを救うことはできない (p.43)」と喝破する。また前島⁸⁾がいうように、「子どもの権利条約」にみられるような国際的な価値観からいえば、学校を欠席して休養することは、全ての児童生徒が有する権利である。学校生活における何らかの心理的負担によって休むという、その子どもの権利の行使を、他の児童生徒とは異なる特殊な児童生徒として区別し、概念化する要因として定めるあり方は、国際的常識とはかけ離れているといわざるを得ない。

学校に通っている子どもとそうでない子どもの線引きはこの法の制定によってさらに濃くなり、また学校以外の場における教育支援を推進していくとする姿勢からは（それ自体は必ずしも悪いわけではないにしろ）、基本となる学校教育の場が子どもに合わせて変化していくとする姿勢は一向に見えない。そこから考えると、教育機会確保法が不登校にまつわる様々な不平等から子どもたちを救うものとなるのかは、疑わしい。

4. 「不登校」問題をめぐる誤謬

以上のように、そもそもなぜ不登校が増え続けているのか、学校教育自体を見直す形でその原因を追究することを一貫して避け続けてきた教育行

政の歴史についてみてきた。一方で学校は不登校問題に限らず、教育に関する問題を個人化しやすい体質を元来有してきたことも指摘されている。

いかに西洋の列強に伍していくかという明治時代のルーツを端緒とするわが国の学校教育は元来、国家の統制による、すべての国民を「動員」しうる、画一的かつ効率的な「同質化の機関」としての性格を有してきた¹²⁾。それは国民全体を特定の価値観なり、思考様式なり、生活パターンなりに同化させる強大なエネルギーを有し、国民の大多数をその渦のなかに巻き込んでいった。そしてその秩序を存続させていくために、マイノリティを学校に「そぐわない者」として脱落させ、スケープゴートにして排除することで、マジョリティの同質化を保障してきたのだと志水はいう。その根強い「みんな一緒」のイデオロギーをもとに、学校の規範にうまく適応できない子どもは、「問題のある子」のラベルを貼られ、指導・矯正の対象となる。志水は「その時決定的に重要なのが、日本の学校では「問題」が徹底的に「個人」化して捉えられるということである (p.74)」とし、そこでは問題の解決は、構造的な要因や社会の問題を見直すことにはではなく、やはりもっぱら個々の子どもや家庭の心がけや努力の問題とみなされることを指摘した。

いまだに小中学校の各学級などにおいて、所属する子どもたちの見た目や動きが「揃っている」ことが理想とされることが多いことは、わが国では誰しも認めるところだろう。各人の服装が統一され、持ち物は制限され、決められた時間と内容が予め決められ、発言には挙手で許可が必要とされ、無断で外に出ることができない。Foucault¹³⁾が示したように、このような学校のあり方は刑務所と酷似している。池田¹¹⁾はいう、皆と「揃わない」ことを非難されるような場を、逃げ出したくなるのは当然のことではないだろうか、と。子どものすべての側面に「規格化されたあるべき姿」を作ろうとする学校教育のあり方に、そぐわない子どもは不可避的に現れるはずだが、わが国はその原因を本人の劣った資質や家庭環境、養育のまずさ等に求める態度を、これまで「切り札として」¹⁴⁾

持ち出してきた。もしかしたら、不登校とされる子どもたちのなかのいくらかは、「揃う」という目論見にはそぐわない子どもなのかもしれない。しかし人権の観点から考えれば、それを理由に差別と不平等にさらされることが、正当化されるはずもない。

憲法 26 条 1 項には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とある。内野¹⁵⁾によれば、それは「良好な学校教育環境の下で適正な教育を受けることに関する子ども（児童生徒）側の権利・自由」である。教育行政は、それを担保するための環境を整備し、また不登校の子どもたちが憲法 26 条 1 項の権利を十分に享受していない場合には、その利益を最大化する責務を負うといえる¹⁶⁾。すなわち学校教育側に何らかの不備があれば、子どもや保護者は本来、その改善申し立てを行なう権利を法的に有しているのである。

また同時に注意を払う必要があるのは、多様な要因が背景にあると考えられる「不登校問題」が、ひとくくりになされて論じられてきたこと自体の誤謬である。たとえばいじめによって不登校になっているのなら、不登校ではなくいじめを解決すべきである。教師と子どもの関係によって生じた不登校なら、その関係が問題となるはずだ。あるいは子どもが学校外に納得のいく場を見つけ、そこで学びたいというのであれば、それは本人の権利として尊重するのが妥当なはずである。反対に、長く欠席する事態が生じていようがまいが、学校における子どもの人権にかかわるような様々な問題はどの子どもの場合においても放置されていないはずがない。そういった当たり前の視点をもたずして不登校の原因を追究していくならば、その指向の歪みは明白である。学校を取り巻く種々の問題を直視しない一方で、欠席日数をもれなくカウントし、その数を問題にすることに躍起になるのは、子どもたちに対する監視と統率への異常なこだわり、まさに病理そのものと思えてならない。有名な Becker¹⁷⁾の言葉にあるように、「社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人びとに適用し、彼らにアウトサイ

ダーのレッテルを貼ることによって、逸脱を生み出すのである (p.17)」。不登校を「逸脱」に仕立て上げようとする背景には、それを都合よく監視、支配しようと目論む権力の存在がある。

不登校の子どもが被る不平等は、教育へのアクセスや学歴の取得を難しくしたり、社会参加の機会を限定したりするものであり、それは社会的剥奪をとまなうひとつの社会的排除である。不平等な社会関係を編成する動きが、学校内外でいまだ進行している¹⁸⁾。そして皆が学校に通うことを大前提とする社会システムを確固たるものとして作り上げたうえで、不登校はどの子どもにも起こり得るから「無理に登校しなくてもいい」とし、その一方で暗黙に種々の不利益は甘受せよと強いるのは、うわべを取り繕った体のいい排除である。また「出席日数にカウントするから、適応指導教室やフリースクールに通いなさい」というのは、支援を装った絶え間ない監視の拡大の目論みでもある¹⁹⁾。

これまでの検討から、「不登校」とは政治的色合いを色濃く含みながら、人為的に作り上げられた構成的な概念であることがみえてくる。このようにして学校教育を取り巻く問題の内実や所在は明らかにされないまま、不登校という概念はわが国で確固たるものとして固定化されてきた。そしてその「ふつう」ではない子どもをいかに支援するか、という問題意識がさも妥当なもののように、わが国の少なくない人々は思われてきたといえるだろう。

5. 不登校の「回復の物語」再考

述べてきたように、これまでわが国の不登校に関する歴史において、子ども本人や家族は責任を負わされやすい、不遇な位置に置かれてきた。そして実はそれは、筆者が属する臨床心理学の領域においても、反省的に検討されなくてはならないことである。なぜなら臨床心理学の領域は、問題を個人に焦点化しやすい傾向をもともと強く有するからである。

田中²⁰⁾が指摘するように、わが国の臨床心理学の理論と実践の多くは、人間の成長や発達、社

会適応を目的とした「自我の変化」に焦点を当て、それを「自己実現」などの言葉によって包みながら、その対象を「病理—治療」構造の中に組み込んできた。そこには、自己が変化することにこそ、「病んだ者」が自己の望ましい成長や幸福の実現を成し遂げていく道があるという発想がある。すなわち臨床心理学は、既存の体制や枠組みに適応することを念頭に、その人の強い自我を育てるという支援観、人間観を原理とすることが多く、仮に不登校が学校教育が抱える問題や、その結果としての劣悪な環境に起因しているのだとしても、それを克服するだけの自我の強さを獲得させようとしがちであることが指摘できる。

三輪⁹⁾は、河合²¹⁾の論を引き合いに、それを示した。河合は、「子どもは本来的に成長する存在」であることを前提に、「個性や生きる力は自ら育っていくところが大きい」とし、教師や親はそのための「土壌」であって、その育ちを阻害しないよう「見守る」存在であることの大切さを説いている。そしてその論では、不登校のような「逸脱」は、周囲の大人たちの問題の表出であって、子どもはその犠牲者である、ということが前提されている。しかしそれにもかかわらず、彼がカウンセリングするのはもっぱら子どもであり、最終的には子どもが成長し、強い自我を獲得していく可能性にかけていこうとするのである。さらに河合はその一方で、「社会や行政になにかやってもらおうという姿勢はおかしい (p.268)」と述べ、その時代に相応する変化を個人の側に求めている。

すなわちそこにおいて問題は本人や家族の病理や気の持ち方に還元され、それを生み出すシステムや構造は不問に付される。結局のところ変わらねばならないのは本人であり、カウンセリングの過程を通じ、その状況への適応や問題の主観的解消（客観的解決ではなく）が図られ、本人が置かれている社会的文脈や背景を捨象して、自己選択や自己責任が強調されるという構図がそこにある²²⁾。

心の専門家としての期待を担うというスクールカウンセラーの導入の経緯をふまえると、心の問題と深く関連するとみられてきた不登校への対応

は、臨床心理士の働きどころ、力の見せどころでもあつたろう。しかしそこで極めて重要と考えられるのは、カウンセラーが上述のような課題を意識しないまま、子ども本人に働きかける形で心理支援を続ける場合、それは児童生徒は学校に適應するべし、と子どもに問題を収斂させがちな現状の学校システムの維持に、おおいに加担する危険を孕むことである。それはまた、そもそも完全にはコントロールできない人間的要素や日常とそれに対する反応、すなわちありのままの現実の範疇にあるものを「ふつつ」ではないとして専門家がわざわざ切り取り、「問題」に仕立て上げる営みとなり得る危惧も抱かせる²³⁾。

臨床心理学の領域で共有される、不登校のような「逸脱」は、社会や周囲の大人たちの問題の表出であるという見解自体には、筆者は賛同する。しかしそうであればなおさら、「個人病理」化された不登校への対応は対症療法的に位置づけられざるを得ないことは、指摘できるだろう。

むろん、現在まで続けられてきたような不登校の子どもたちへの支援を否定するのは誤りであろうし、またそういった実践の継続はこれからも必須である。助けを必要とする子どもが今もたくさんいて、臨床心理学の専門家は、その救いであり続けねばならない。しかし子ども本人や家族、支援者の努力の帰結としての不登校の「回復の物語」を無自覚のうちに肯定するならば、それは実は意図せざる形で、背後にある自己責任論と不平等の温存に加担することになりかねない。

ではこれまでの検討をふまえ、臨床心理学を専門とする人々はどのような役割を担うべきなのだろうか。それについて三輪⁹⁾は、臨床心理学が学校教育問題に利する可能性として、学校教育問題のありかを個人の内面に見出そうとすることの誤りを前提としたうえで、臨床心理学の専門家が「学校教育の問題と限界を教師とともに見出すための他者として機能する場合 (p.183)」という可能性を挙げた。そのうえで、「学校教育問題の明確化と学校教育の課題を浮き彫りにする作業に教師とともに着手することなのではないだろうか？ (同)」と提言している。

ここでさらに、滝川²⁴⁾の用いた、教育の問題を交通事故になぞらえた比喩を手掛かりにした。「個々の事故現場にレンズを近づければスピードオーバーを物語る生々しいスリップの跡がうつるかもしれないが、地上全体を見下ろす上空にカメラを上げれば、そこではスリップ跡は意味を失い、ひしめき流れる夥しい自動車群や交錯した道路網こそが捉えられる (p.168)」。これに倣えば臨床心理学の専門家には、目の前の子どもに手を差し伸べると同時に、「不登校児童生徒」となることで大きな不平等を被るという社会や学校教育の現状を放置せず、そこにある排除の構造を改めて明らかにしながら、いじめ問題、教師の指導のあり方、学力の問題、貧困によって生じる問題など、学校で生じている様々な問題について検討を深め、学校教育が構造として抱える問題の批判的かつ根本的な見直しを訴えていく指向こそ求められてしかるべきだろう。そこにおいては、不登校を取り巻く問題に対する現状認識を臨床心理学という学問領域のなかで広く共有するとともに、その理解を広く一般に周知していくことが重要になる。そのためには、三輪がいうように、教師など学校教育に携わる人々との対決姿勢を避けながら、いかに問題意識を共有し、協働していけるかも問われるだろう。そして前島⁸⁾がいう通り、不登校が大量に生まれてくる学校の現実を変える取り組みを、臨床心理学の専門家、教職員、さらに父母保護者を含む多くの国民らが手を携えて、一緒に行なうという方向を目指さなくてはならない。

おわりに

子どもに「不登校」が生じたとき、子どもから発せられる（しばしば声にならない）声や叫びからは、2つのメッセージが読み取れる。ひとつは、「僕を、私を、助けて」という個人のSOSのメッセージである。そしてもうひとつは、いまの学校や社会が「病んでいる」ことを警告する暗黙裡のメッセージである。

むろん冒頭にも述べたように、これまで「不登校問題」の当事者とされてきた子どもや保護者、

あるいは臨床心理士などのカウンセラーや教師といった支援者たちの必死の努力は、全く否定されるべくもない。それは、上述の2つのメッセージのうち、前者に対し全力で応えようとした真摯な努力であると考えることができる。一方で、私たちは後者のメッセージには、気づきにくい。いや、しかしおそらく少なからぬ人々が、すでに気づいてもいたはずである。

学校に行っているか、いないかにこれほどの違いを生じさせるわが国の社会の現状に疑問を抱かなくてはならない。そこに当然のごとく自己責任論を持ち出すのなら、その当然を疑わなくてはならない。「みんなと何も変わらない人間」⁴⁾であるはずの人々に排除と不平等を強いる社会は明らかに病んでいる。そのような困難の中にいる人々に、「がんばらせ」て「克服」させ、描き出された「回復の物語」を成功や美談とみなす社会からは、未来は見えない。

筆者はひとりの心理士として、学校に行けない（行かない）子どもに出会うたびに切に願う。これ以上この子どもたちを簡単に「異常」と断じて不平等な位置に置き、本人に責任を負わせて傷つけ、苦しみを味わわせないでほしい。「ふつう」でなくなって「お父さんお母さんに申し訳ない」などという、悲しい物語の上に成り立つ不登校の「回復の物語」など、本当はないほうがよいのだから。

引用文献

- 1) 伊藤智樹 (2009) セルフヘルプ・グループの自己物語論—アルコールリズムと死別体験を例に—。ハーベスト社。
- 2) Frank, A. W. (1995) *The Wounded Storyteller: Body, Illness, and Ethics*. The University of Chicago Press. 鈴木智之訳 (2002) 傷ついた物語の語り手—身体・病い・倫理—。ゆみる出版。
- 3) 貴戸理恵 (2004) 不登校は終わらない「選択」の語りから〈当事者〉の語りへ。新曜社。
- 4) 廣瀬雄一 (2011) 不登校経験者の物語。学校臨床心理学研究, 9, 75-92.

- 5) 廣瀬雄一 (2008) 不登校児の進路選択. 学校臨床心理学研究, 6, 51-66.
- 6) 加藤美帆 (2012) 不登校のポリテクス—社会統制と国家・学校・家族. 勁草書房.
- 7) 貴戸前掲書, p.50.
- 8) 前島康男 (2016) 登校拒否・不登校の歴史と理論—学校に行かない・行けない子どもの言説史—. 東京電機大学総合文化研究, 14, 23-47.
- 9) 三輪寿二 (2000) カウンセリングと学校づくり. 批評社.
- 10) 石井志昂 (2016) 教育機会確保法案 (義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案) の経緯. 精神医療, 83, 28.
- 11) 池田賢市 (2021) 学びの本質を解きほぐす. 新泉社.
- 12) 志水宏吉 (1996) 学校=同化と排除の文化装置—被差別部落民の経験から. 井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉 岩波講座現代社会学 12 こどもと教育の社会学, pp.57-77.
- 13) Foucault, M. (1975) *Surveiller et Punir, Naissance de la Prison*. Gallimard. 田村倣訳 (1978) 監獄の誕生—監視と処罰. 新潮社.
- 14) 三輪前掲書, p.180.
- 15) 内野正幸 (2002) 教育権から教育を受ける権利へ. ジュリスト, 1222, 102-107.
- 16) 新岡昌幸 (2006) 不登校の子どもと「教育を受ける権利」についての覚書—不登校の子どもをもつ親へのひとつの応答—. 北海道大学大学院教育学研究科紀要, 98, 151-172.
- 17) Becker, H.S. (1973) *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*. The Free Press. 村上直之訳 (1978) アウトサイダーズ. 新泉社.
- 18) 加藤前掲書, p.207.
- 19) 村山晴香 (2014) 不登校支援における一望監視施設の拡大と緩やかな取締まり. メタフシカ, 45, 125-137.
- 20) 田中純夫 (2005) 学校教育問題における臨床心理学の適用と限界 スクールカウンセラー学校参入の現状と課題を中心として. 木畑壽信・田中純夫・角田史幸・西口正文編著 教育の臨界—教育的理性批判. 情況出版, pp.125-141.
- 21) 河合隼雄 (1999) いじめと不登校. 潮出版社.
- 22) 伊藤茂樹 (2005) 学校教育における心理主義—批判的検討—. 駒澤大学教育学研究論集, 21, 5-18.
- 23) 田中前掲書, p.140.
- 24) 滝川一廣 (1994) 家庭のなかの子ども学校
のなかの子ども. 岩波書店.